資料　１

令和２年６月１８日　総合教育会議資料

印西市教育大綱
策定基本方針
（案）

1　趣旨

印西市教育大綱（以下「大綱」という。）は、平成 27 年４月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法律」という。）の一部改正に伴い、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を展開していくための指針として策定しました。

平成 28 年３月に策定した大綱は、基本目標を「健やかな心と体を育み未来を拓くまちをつくる」とし、目標の実現に向けた基本方針を「生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む」「生涯を通して学びスポーツに親しめる環境づくりを推進する」「心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る」と示しております。

上記の基本目標及び基本方針は、大綱の期間を令和２年度までとしているため、本年度で期間の満了を迎えることとなりますが、この間も少子高齢化、技術革新及びグローバル化の進展など社会を取り巻く環境は変わり続けています。

このような状況を踏まえ、現在検討を進めている次期総合計画と整合性を図りつつ、市の教育における目標や施策の根本となる方針を策定していく必要があります。

2　大綱の位置づけ

大綱は、印西市総合計画（基本構想・基本計画）を上位計画として、その目標の達成に向け、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について定めるものとします。

大綱の位置づけのイメージ図

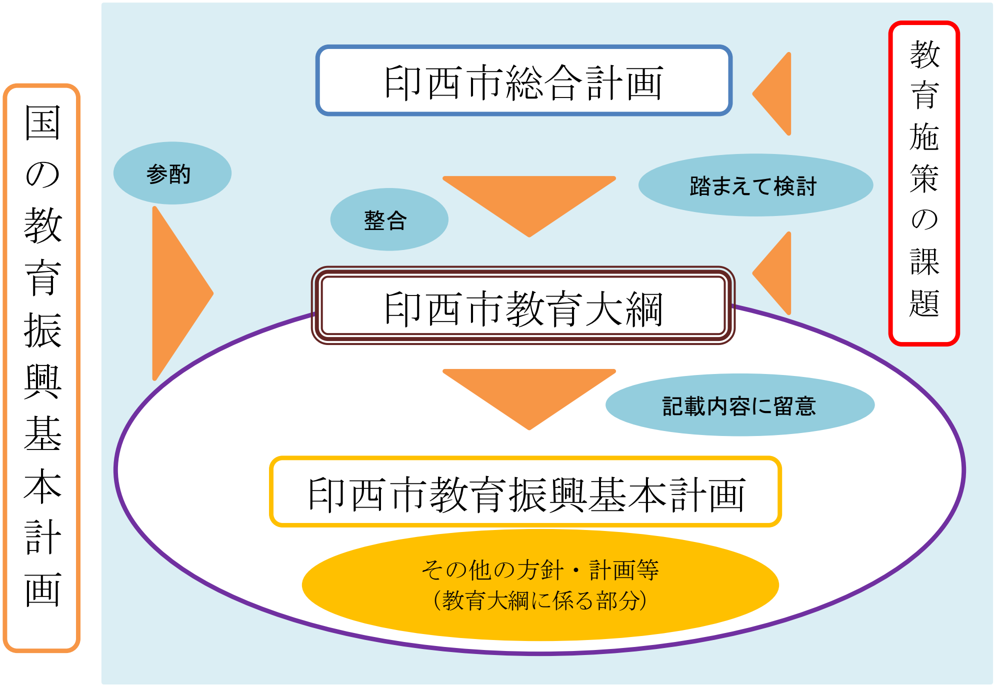

3　計画期間

大綱の期間は、次期印西市総合計画（第１次基本計画）との整合を図り、令和３年度から令和７年度までの５か年とします。

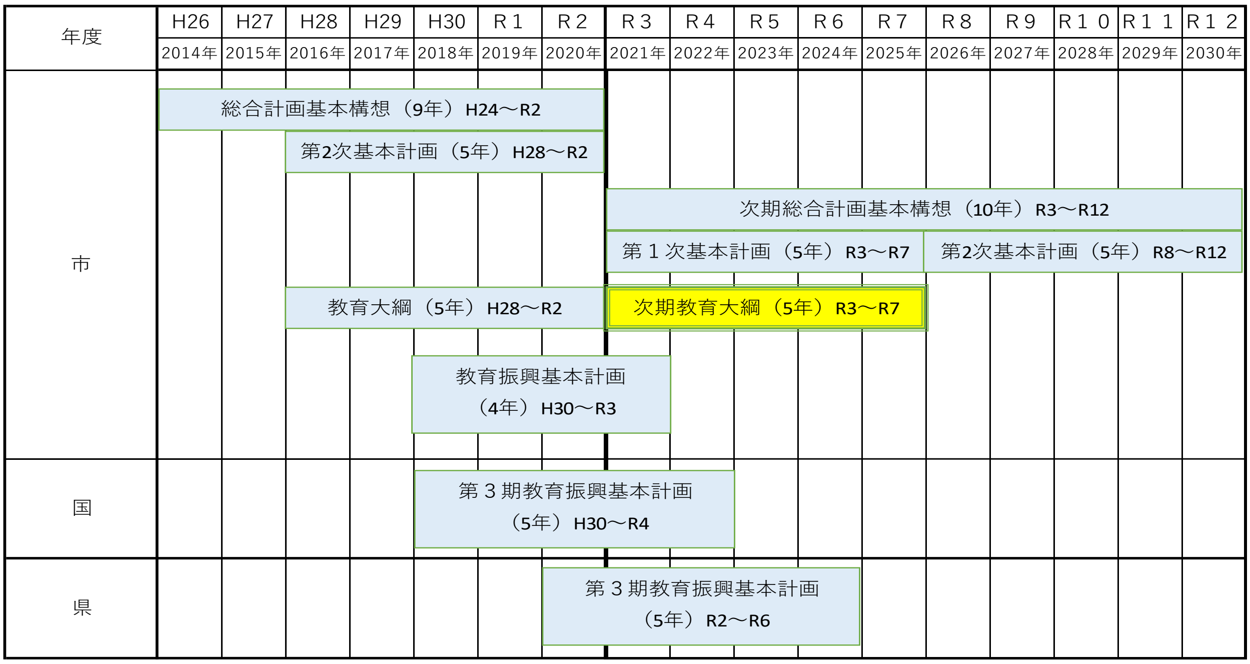

4　大綱策定における留意事項

大綱の策定にあたっては、次に掲げる内容に留意するものとします。

（１）市の最上位計画の印西市総合計画との整合性を図ること。

（２）印西市総合教育会議において、協議、調整し、市長が決定すること。

（３）教育委員会で教育振興基本計画等の関連計画を策定する場合は、総合教育会議で調整された大綱の記載内容に留意すること。

（４）教育の政治的中立性、継続性及び安定性の確保に留意して定めること。

5　策定スケジュール

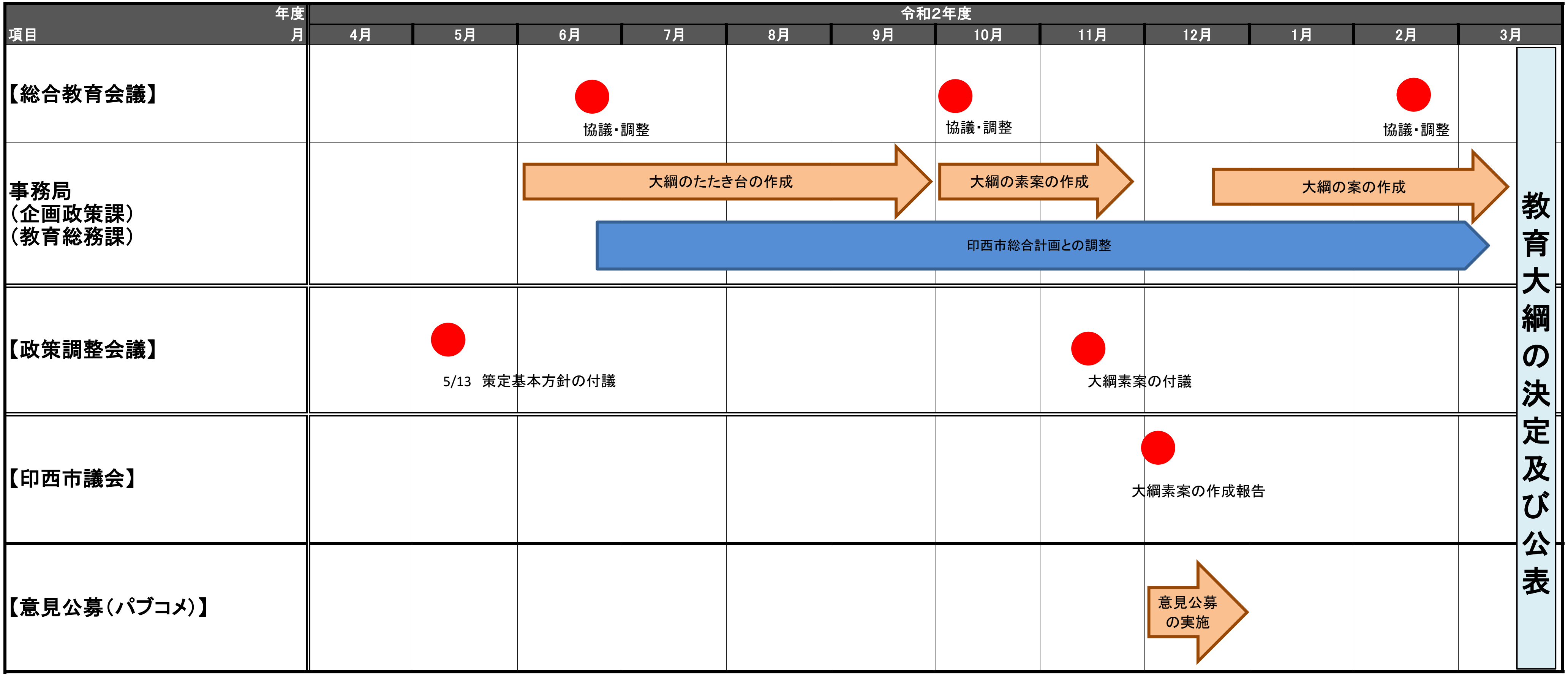

年度
令和2年度
項目
月
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
【総合教育会議】
協議・調整
協議・調整
協議・調整
事務局
（企画政策課）
（教育総務課）
大綱のたたき台の作成
大綱の素案の作成
大綱の案の作成
印西市総合計画との調整
【政策調整会議】
5/13　策定基本方針の付議
大綱素案の付議
【印西市議会】
大綱素案の作成報告
【意見公募（パブコメ）】
意見公募
の実施
教育大綱の決定及び公表

参考資料１

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

発令　　：昭和31年6月30日法律第162号

（大綱の策定等）

第一条の三　地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

２　地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

３　地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四　地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一　教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二　児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

２　総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　地方公共団体の長

二　教育委員会

３　総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

４　教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

５　総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6　総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7　地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8　総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9　前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

参考資料２

○印西市総合教育会議設置要綱

平成27年７月１日告示第116号

（設置）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第１条の４第１項の規定に基づき、印西市の教育の振興に資するため、印西市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　会議は、法第１条の４第１項の規定により、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する次条に定める構成員の事務の調整を行う。

（１）　市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定

（２）　市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（３）　児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（組織）

第３条　会議は、市長及び教育委員会（教育長及び教育委員をいう。以下同じ。）をもって構成する。

（招集）

第４条　会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

２　教育委員会は、その権限に属する事務に関し、協議する必要があると認める場合には、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して会議の招集を求めることができる。

（調整結果の取扱い）

第５条　市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を互いに尊重しなければならない。

（意見の聴取）

第６条　会議は、第２条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第７条　会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録）

第８条　市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により、非公開とした場合にあっては、公表しないことができる。

（事務局）

第９条　会議の事務局を企画財政部企画政策課に置く。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が別に定める。